

根室市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- （2） 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- （3） 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った市内に住所を有する者及び市内に住所を有するその家族又は遺族をいう。
- （4） 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- （5） 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。
- （6） 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- （7） 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に配慮し、二次的被害を生じさせることのないよう適切に行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（市民等及び事業者の責務）

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、採

用、就業環境、労働条件等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第7条 市は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有している犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

（1）遺族見舞金 30万円

（2）重傷病見舞金 10万円

（居住の安定）

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第9条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等を行うものとする。

2 関係機関等は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等の個人情報を適切に管理しなければならない。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第10条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見等の反映）

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

（支援の制限）

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第7条の規定は、施行日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族若しくは重傷病を負った者又は施行日以後にあった性犯罪により被害を受けた者に対し適用する。

（根室市安全で住みよいまちづくり条例の一部改正）

3 根室市安全で住みよいまちづくり条例（平成 10 年根室市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「や犯罪被害者等に対する支援等」を削る。

第 6 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「前 5 号」を「前 4 号」に改め、同号を同条第 5 号とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。